

# 総務委員会

## I. 総務委員会議題（総務委員会議決事項）

### ○ 議題

1. 通達事項（別紙）
2. 東京大学大学院総合文化研究科/教養学部とスウェーデン研究高等教育国際協力財団との間におけるティーチングサバティカルプログラムに関する協力協定の更新について（教A1号）
3. 東京大学とベトナム国家大学ハノイ校との間における学術交流協定の更新について（教A2号）
4. 東京大学大学院総合文化研究科と国立政治大学歴史学系との学術交流協定の更新について（教A3号）

### ○ 報告事項

1. 海外渡航について（経A1号）

## II. 拡大教授会、教授会上程議題の審議

### ○ 報告事項

1. 総務委員会報告
2. 各委員会報告
3. その他

### ○ 議題

1. 教員人事（別紙）
2. 東京大学大学院総合文化研究科・教養学部の教員の任期に関する規則の一部改正（総A1号）
3. 東京大学大学院総合文化研究科に置かれる講座の組織を定める内規の一部改正（総A2号）
4. 東京大学における教員の任期に関する規則の一部改正（総A3号）

### ○ 教員人事の内容

講 師	報 告	1 件	
	提 案	1 件	
准 教 授	報 告	1 件	
	提 案	8 件	
教 授	報 告	1 件	
	提 案	1 2 件	計 2 4 件

[ 総務委員会 ]

委 員 会 関 係

【総務委員会報告】

【教授会報告】

教 務 委 員 会

財 務 委 員 会

教 育 研 究 経 費 委 員 会

情 報 基 盤 委 員 会

入 試 委 員 会

教 養 教 育 評 価 委 員 会

学 生 委 員 会

三 鷹 国 際 学 生 宿 舎  
運 営 委 員 会

図 書 委 員 会

前 期 運 営 委 員 会

後 期 運 営 委 員 会

建 設 委 員 会

環 境 委 員 会

防 災 委 員 会

そ の 他

## 総務委員会議事要旨(案)

日 時：2022年5月19日(木) 13:15～16:25

場 所：Zoom会議

出席者：55名

### I. 総務委員会議題(総務委員会議決事項)

#### ○ 議題

##### 1. 通達事項

研究科長から、通達事項について説明があり、了承された。

##### 2. 学内委員会委員等の委嘱について

研究科長から、資料(総B1号)に基づき説明があり、審議の結果、了承された。

##### 3. 海外渡航について

小野秀樹言語情報科学専攻長から、資料(経B1-1号)に基づき説明があり、審議の結果、了承された。

箭内匡超域文化科学専攻長から、資料(経B1-2号)(経B1-3号)(経B1-4号)に基づき説明があり、審議の結果、了承された。

外村大地域文化研究専攻長から、資料(経B1-5号)(経B1-6号)(経B1-7号)に基づき説明があり、審議の結果、了承された。

松田恭幸相関基礎科学系長から、資料(経B1-8号)(経B1-9号)(経B1-10号)(経B1-11号)(経B1-12号)(経B1-13号)に基づき説明があり、審議の結果、了承された。

森井裕グローバルコミュニケーション研究センターから(経B1-14号)(経B1-15号)(経B1-16号)(経B1-17号)に基づき説明があり、審議の結果、了承された。

研究科長から、次回より海外渡航については報告事項として扱うこととする旨説明があり、審議の結果、了承された。

##### 4. 受託研究、共同研究等の受入について

研究科長から、資料(研B1号)に基づき説明があり、審議の結果、了承された。

#### ○ 報告事項

##### 1. 寄附金の受入について

研究科長から、資料(研B2号)について報告があった。

### II. 拡大教授会、教授会上程議題の審議

下記の報告事項・議題について拡大教授会に上程することとした。

#### ○ 報告事項

1. 総務委員会報告
2. 研究科長・学部長・研究所長合同会議等報告
3. 全学安全衛生管理室等会議・事故災害報告
4. 各委員会報告
5. 図書館Ⅱ期概算要求について

#### ○ 議題

1. 教員人事
2. 新規前期部会の設置について
3. 国際交流センター建設のための寄附の申入れについて

4. 連携研究機構の設置について（気候と社会連携研究機構）

5. 子どもたちが自分らしさを発見・探究する仕組みづくりに向けた連携に関する協定書（案）

○ 教員人事の内容

講 師	報 告	1 件
准 教 授	報 告	1 件
	提 案	3 件
教 授	提 案	2 件

計 7 件

以上

Memorandum for the Extension of Agreement of Collaboration  
between  
Graduate School of Arts and Sciences/College of Arts and Sciences,  
the University of Tokyo, Japan  
and  
The Swedish Foundation for International Cooperation in Research and Higher  
Education, Sweden  
regarding  
the Teaching Sabbatical Programme

The Dean of Graduate School of Arts and Sciences/College of Arts and Sciences, the University of Tokyo ("UTokyo-Komaba") and the Executive Director of the Swedish Foundation for International Cooperation in Research and Higher Education ("STINT") (hereinafter referred to as the "parties"), agree to extend the Agreement of Collaboration between the Swedish Foundation for International Cooperation in Research and Higher Education, Sweden and Graduate School of Arts and Sciences/College of Arts and Sciences, the University of Tokyo, Japan regarding the Teaching Sabbatical Programme.

As stated in the agreement, "The Swedish faculty member ("the STINT Fellow") will spend a full fall semester at Todai-Komaba." Given the slight mismatch between UTokyo-Komaba's and the Swedish HEI's end of the fall term, efforts will be made to ensure that the STINT Fellow can complete his/her duties corresponding to a full term at UTokyo-Komaba, without compromising his/her duties during the spring term in Sweden.

Accordingly, the parties hereby extend the Agreement of May 17, 2013 for a period of 3 years from May 17, 2022.

Graduate School of Arts and Sciences/  
College of Arts and Sciences,  
The University of Tokyo, Japan

The Swedish Foundation for  
International Cooperation in Research and  
Higher Education, Stockholm,  
Sweden



Prof. Dr. MORIYAMA Takumi  
Dean



Dr. Andreas Göthenberg  
Executive Director

Date: 30 May 2022

Date: 2022-5-30

国際交流協定・覚書 更新実績報告書

提出年月日：2022/06/

担当部局：総合文化研究科

1.相手大学(機関)			
名称	日本語	ベトナム国家大学ハノイ校	
	英語	Vietnam National University, Hanoi	
	当該国語 ※任意	Trường Đại học Quốc gia Hà Nội	
地域/国名	アジア	ベトナム	
設立年	1993	年設立	
設置形態	国立		
URL	<a href="https://vnu.edu.vn/eng/">https://vnu.edu.vn/eng/</a>		
組織及び規模(学部・研究所、学生・研究者の数等)	自然科学、人文社会学、外国語、工学、経済、教育、医薬、越日の8附属大学および4つの附属学部、7つの研究機関を擁し、学部生約30,000人、大学院生約7,200人、正規教員は約2,000人いる。		
相手国内における大学(機関)としての評価	ベトナムで最高の水準の大学である。		
その他(特色等があれば記入)	ベトナムに国際的水準をもった総合大学を建設するという国家方針で設立された大学である。前身は1906年創立のインドシナ大学。		
2.更新理由			
これまでの20年間の交流実績の上に立って現在も複数の部局で研究・教育交流が進行中であり、その円滑な推進のためには本学術交流協定更新が不可欠である。			
3.協定の内容			
希望する協定の種類			
▼協定の種類 関係部局：工学系研究科 協定名(日)：東京大学とベトナム国家大学ハノイ校との間における学術交流に関する協定 協定名(英)：			
▼協定の種類 関係部局： 協定名(日)： 協定名(英)：			
交流分野			
相互に関心のあるすべての分野			
交流内容(該当するものに○)			
学生交流	<input type="radio"/>	講義、講演、シンポジウムの実施	<input type="radio"/>
教員・研究者交流	<input type="radio"/>	学術情報及び資料の交換	<input type="radio"/>
職員交流		その他	→( )
単位互換			
ダブル・ディグリー		→取得できる学位の種類：	
ジョイント・ディグリー		→取得できる学位の種類：	
共同研究	<input type="radio"/>		
受入に伴う奨学金支給			
授業料相互不徴収		→人数(年)： 人( 学期)[学部生/大学院生]	

<b>4.これまでの交流実績、成果等</b>													
<p>本協定を基礎に、複数の部局で教員・研究者交流、学生交流が盛んに行われている。  総合文化研究科・教養学部では、附属人文社会科学大学との学生交換協定に基づき毎年1-2名の学部生を受け入れているほか、2016年度から附属人文社会科学大学日本学学科と合同で附属日越大学への支援プログラム「ゼンショー 東京大学・ベトナム国家大学ハノイ校 日本研究拠点プログラム」を実施し、のべ8名の本学教員による大学院集中講義を開講し、大学院特別聴講学生を14名受け入れた。  工学系研究科では東京大学戦略的パートナーシッププロジェクトを2015年より開始し、分析化学の共同教育プログラム(シラバス、カリキュラム)を策定し、産業界の協力のもとベトナム国家大学ハノイ校内に分析化学実験室を構築した。そして、東京大学において学生や教員の分析化学実験実習を実施し、2019年より自然科学大学の化学科と環境学科300名を対象とした学生実験(2単位)を開始した。また、環境と食品分析での共同研究プランを策定して、外部資金を申請するなど、共同研究にも発展しつつある。</p>													
<b>5. 更新後の交流計画</b>													
<p>附属日越大学に対し、学部及び大学院修士課程の運営を支援するため、複数部局をまたいで教員派遣と学生交流を中心とする協力関係を維持する。総合文化研究科・教養学部と附属社会人文科学大学との間では、学生交換を続けるほか、「ゼンショー 東京大学・ベトナム国家大学ハノイ校 日本研究拠点プログラム」に基づく研究交流を引き続き2025年度まで実施する。  戦略的パートナーシップは2023年度までは継続するので、教育や学生交流を継続する。また、医学やバイオの分野へ連携分野を拡大して、活動の拡大を図る。さらに、HoaLac地区に構築中の新キャンパスに本プロジェクトの活動拠点(R&amp;Eセンター)を構築して、食や環境における共同研究、人材育成、分析技術やデバイス実用化、ベンチャー創成などの活動を開始して、長期にわたる教育研究交流拠点とする。</p>													
<b>6.更新までのスケジュール(担当部局承認予定日等)</b>													
2022年6月に部局の承認を得、その後速やかに調印する予定である。													
<b>7.実施責任体制(組織、担当教員名及び構成メンバー等)</b>													
<p>責任者: 森山 工 (総合文化研究科長・教授)  幹事教員: 岩月 純一 (総合文化研究科・教授)  加藤 浩徳 (工学系研究科・教授)  馬渡 和真 (工学系研究科・准教授)</p>													
<b>8.相手側の対応組織(担当教員名等)</b>													
<p>責任者: Le Quan (総長)  幹事教員: Nguyen Thi Anh Thu(博士、本部協力開発部長)</p>													
<b>9.資金計画</b>													
スーパーグローバル大学創成支援に係る戦略的パートナーシップ構築プロジェクト、東京大学基金、科学研究費補助金、JICAとの委託契約による委託金													
<b>10.同一校(機関)との交流の有無</b>													
<input checked="" type="checkbox"/> 有	<table border="0"> <tr> <td>協定の種類: 部局覚書</td> <td>担当部局: 工学系研究科</td> </tr> <tr> <td>締結年月: 2004年9月</td> <td>(最終更新年: 2014年)</td> </tr> <tr> <td>協定の種類: 部局覚書</td> <td>担当部局: 総合文化研究科</td> </tr> <tr> <td>締結年月: 2011年11月</td> <td>(最終更新年: 2016年)</td> </tr> <tr> <td>協定の種類: 部局覚書</td> <td>担当部局: 総合文化研究科</td> </tr> <tr> <td>締結年月: 2017年7月</td> <td>(最終更新年: 年)</td> </tr> </table>	協定の種類: 部局覚書	担当部局: 工学系研究科	締結年月: 2004年9月	(最終更新年: 2014年)	協定の種類: 部局覚書	担当部局: 総合文化研究科	締結年月: 2011年11月	(最終更新年: 2016年)	協定の種類: 部局覚書	担当部局: 総合文化研究科	締結年月: 2017年7月	(最終更新年: 年)
協定の種類: 部局覚書	担当部局: 工学系研究科												
締結年月: 2004年9月	(最終更新年: 2014年)												
協定の種類: 部局覚書	担当部局: 総合文化研究科												
締結年月: 2011年11月	(最終更新年: 2016年)												
協定の種類: 部局覚書	担当部局: 総合文化研究科												
締結年月: 2017年7月	(最終更新年: 年)												
<input type="checkbox"/> 無													
<b>11.その他特記事項</b>													
<b>12.部局事務担当</b>													
部局名:	総合文化研究科												
係名:	国際研究協力室												
Email:	<a href="mailto:irco-komaba@adm.c.u-tokyo.ac.jp">irco-komaba@adm.c.u-tokyo.ac.jp</a>												

東京大学とベトナム国家大学ハノイ校  
との間における  
学術交流に関する協定書

東京大学総長とベトナム国家大学ハノイ校総長とは、両大学の協力がそれぞれの大学における研究その他の学術的活動の発展を促進するものであるとの認識に立ち、ここに学術交流協定を締結する。

第1条 東京大学とベトナム国家大学ハノイ校は、学術研究上共通の関心を持つ分野において、以下の項目につき、適切な方法で交流を行うものとする。

- 1 教員、研究者、大学院及び学部の学生の交流
- 2 共同研究などの実施
- 3 講義及びシンポジウムの開催
- 4 情報及び学術刊行物の交換
- 5 ベトナム国家大学ハノイ校附属日越大学における教育・研究の発展に関する協力

第2条 前条に掲げる個々の学術交流事業については、平等互惠の原則に従い、双方の関連部局による協議と合意に基づいて定める。

- 2 前項により決定された活動は、当事者が従うべき法令を遵守し実施する。

第3条 両大学は、交流計画を実施するための費用調達に最善の努力を尽くすものとする。

第4条 第2条に基づき行う共同プロジェクトにおいて、知的財産権にかかる研究成果が創出されると見込まれる場合、当事者は、当該共同プロジェクトの開始前にその知的財産権の取扱い条件について、各当事者の方針に基づき、お互い誠意をもって協議し、別途文書により合意するものとする。

第5条 この協定は、2019年12月23日から5年間有効とし、両大学の合意により改定することができる。この協定は、両大学の合意により更新することができる。

第6条 この協定は、和文及びベトナム語文により作成する。この両国語での協定書は、正文として同等の価値を有する。

東京大学

ベトナム国家大学ハノイ校

---

総長 藤井 輝夫

---

総長 レ クアン

2022年 月 日

2022年 月 日

**BẢN THỎA THUẬN**  
giữa  
**ĐẠI HỌC QUỐC GIA HÀ NỘI, VIỆT NAM**  
và  
**ĐẠI HỌC TOKYO, NHẬT BẢN**

Nhằm thúc đẩy sự phát triển hợp tác nghiên cứu khoa học và các hoạt động học thuật khác, Giám đốc Đại học Quốc gia Hà Nội và Giám đốc Đại học Tokyo nhất trí ký kết bản thỏa thuận với nội dung sau đây:

**Điều 1:** Hai bên sẽ xúc tiến mối quan hệ hợp tác trong các lĩnh vực học thuật mà hai bên cùng quan tâm, thông qua các hình thức sau:

1. Trao đổi cán bộ giảng dạy, cán bộ nghiên cứu và nghiên cứu sinh, thực tập sinh và sinh viên;
2. Xây dựng các chương trình hợp tác nghiên cứu;
3. Tổ chức các buổi thuyết trình chuyên đề và hội thảo khoa học;
4. Trao đổi thông tin, tư liệu và các ấn phẩm khoa học.
5. Hợp tác về đào tạo và nghiên cứu ở trường Đại học Việt-Nhật, Đại học Quốc gia Hà Nội.

**Điều 2:**

1. Các hoạt động cụ thể sẽ do các bộ phận liên quan của hai bên cùng trao đổi thống nhất thông qua các chương trình trên cơ sở hợp tác, bình đẳng và cùng có lợi.
2. Hai bên tuân thủ các quy định liên quan khi triển khai các hoạt động hợp tác chung.

**Điều 3:** Mỗi bên sẽ cố gắng trong khả năng cho phép, tìm kinh phí từ các nguồn khác nhau để xây dựng các chương trình hợp tác.

**Điều 4:** Các kết quả nghiên cứu liên quan đến sở hữu trí tuệ khi thực hiện các hoạt động tại điều 2 sẽ được hai bên thảo luận và thống nhất trong văn bản riêng về quyền sở hữu trí tuệ trước khi triển khai hợp tác, phù hợp với chính sách của mỗi bên.

**Điều 5:** Bản Thỏa thuận này có giá trị trong vòng 5 năm và có hiệu lực kể từ ngày 23 tháng 12 năm 2019. Trong thời gian đó, nội dung văn bản có thể được bổ sung, điều chỉnh khi có sự nhất trí của hai bên. Thời gian này có thể được kéo dài nếu được sự đồng ý của hai bên.

**Điều 6:** Bản Thỏa thuận này được làm bằng hai thứ tiếng, tiếng Việt và tiếng Nhật. Cả hai bản này đều có giá trị như nhau.

*Hà Nội, ngày      tháng      năm 2022*

*Tokyo, ngày      tháng      năm 2022*

**Đại học Quốc gia Hà Nội**

**Đại học Tokyo**

**LÊ Quân**  
Giám đốc

**FUJII Teruo**  
Giám đốc

令和4年3月29日

大学院工学系研究科  
国際交流委員会委員長 殿

大学院総合文化研究科  
国際交流・留学生委員会委員長

東京大学とベトナム国家大学ハノイ校との間における  
学術交流協定の更新について（依頼）

このたび、本研究科では、ベトナム国家大学ハノイ校との間における学術交流に関する協定を更新し、引き続き全学レベルでの両大学間の交流を推進したいと考えております。

つきましては、貴研究科にも引き続き関係部局としてぜひご参画いただきたく、よろしくご検討くださいますようお願い申し上げます。

なお、幹事教員につきましては、本研究科の岩月純一教授から貴研究科の加藤浩徳教授にお願いし、お引き受け下さるとの内諾をいただいておりますことを申し添えさせていただきます。

ご多用中恐縮ですが、何卒よろしくお願い申し上げます。

回答先：大学院総合文化研究科国際研究協力室  
担 当：松井恵子  
内 線：46827  
E-mail：irco-komaba@adm.c.u-tokyo.ac.jp

事 務 連 絡  
2022 年 5 月 17 日

大学院総合文化研究科  
国際交流・留学生委員会委員長 殿

工学系研究科  
国際工学教育推進機構  
国際事業部門長  
高井まどか

東京大学とベトナム国家大学ハノイ校との間における  
学術交流協定の更新について（回答）

令和 4 年 3 月 29 日付けにて依頼のありました標記のことにつきまして、  
関係部局として参画することに同意いたしますので、よろしくお取り計ら  
い願います。

< 本件連絡先 >  
工学系研究科国際推進課  
国際交流チーム  
橋本（内線：26032）  
Mail:exchange.t@gs.mail.u-tokyo.ac.jp

国際交流協定・覚書 更新実績報告書

提出年月日：2022/ 6 /

担当部局：総合文化研究科

1.相手大学(機関)			
名称	日本語	国立政治大学歴史学系	
	英語	Department of Hisotry, National Chengchi University	
	当該国語 ※任意	國立政治大學歷史學系	
地域/国名	アジア	台湾	
設立年	1927	年設立	
設置形態	国立		
URL	<a href="https://www.nccu.edu.tw/app/home.php">https://www.nccu.edu.tw/app/home.php</a>		
組織及び規模(学部・研究所、学生・研究者の数等)	文・理・法・商・社会科学・外国語・メディア・国際関係・教育・情報学、イノベーションの11学部、41の学科からなる総合大学で、専任教員 672名、学生総数16,351名。歴史学系は、専任教員18名、大学院学101名。		
相手国内における大学(機関)としての評価	台湾を代表する総合大学としての地位を確立している。歴史学系はとくに中国史・台湾史研究の領域で、卓越した国際研究拠点としての声評を得ている。		
その他 (特色等があれば記入)			
2.更新理由			
本交流は双方の教員、大学院学生の研究、教育にとって有意義であるのみならず、きわめてアクティブになされてきているため。交換留学経験者が政治大学の教員にもなっている。政治大学は台湾の歴史研究の中心的存在であり、資料も豊富である。また政治大学にとっても、中国史、台湾史、外国史研究それぞれにおいて日本の資料や研究蓄積は魅力である。双方にとってこの協定が必要とされ、今後も継続して活用されることと思われる。			
3.協定の内容			
希望する協定の種類			
部局協定	関係部局:		
	協定名(日):	東京大学大学院総合文化研究科と国立政治大学歴史学系との間における学術交流に関する協定	
	協定名(英):		
▼協定の種類	関係部局:		
	協定名(日):		
	協定名(英):		
交流分野			
1. 中国近現代史に関する教育・研究、2. 日本近現代史に関する教育・研究、3. 台湾史に関する教育・研究、4. 東アジア近代史に関する教育・研究			
交流内容(該当するものに○)			
学生交流	<input type="radio"/>	講義、講演、シンポジウムの実施	<input type="radio"/>
教員・研究者交流	<input type="radio"/>	学術情報及び資料の交換	<input type="radio"/>
職員交流	<input type="radio"/>	その他	→( )
単位互換	<input type="radio"/>		
ダブル・ディグリー		→取得できる学位の種類:	
ジョイント・ディグリー		→取得できる学位の種類:	
共同研究	<input type="radio"/>		
受入に伴う奨学金支給			
授業料相互不徴収	<input type="radio"/>	→人数(年):	2人(4学期) [大学院生]

<b>4.これまでの交流実績、成果等</b>	
<p>本協定は教員・大学院生間の研究交流、学生交換の双方においてきわめて活発に活用されており、過去5年間の主な交流実績は以下のとおりである。</p> <p><b>【研究交流】</b>  2017年11月に駒場キャンパスにおいて双方の大学院生による学術検討会「近現代東亜国際社会興世界」を開催した。  2018年11月に駒場キャンパスにおいて双方の教員、大学院生が参加して学術検討会を行った。  2019年10月に駒場キャンパスで、11月に政治大学で、「自由、民主、人権と近代東アジア」という主題で共同研究会を行った。</p> <p><b>【学生交流】</b>  コロナ禍で渡航を伴う学生交換が困難であったため、この5年間で交換実績は派遣1名、受入れ3名。また、文学院主催の「国際漢学」というリレー講義で中村元哉准教授、川島真教授がそれぞれ数コマ担当した。なお、双方の担当教員間で緊密な連絡を取りながら交流を蓄積しており、交換留学経験者のネットワークも形成されている。</p>	
<b>5. 更新後の交流計画</b>	
<p>1) 原則、隔年で開催されている学生交流会の継続を引き続きおこなう方向で努力する。  2) 引き続き大学院学生の派遣、受入れを実施する。</p>	
<b>6.更新までのスケジュール(担当部局承認予定日等)</b>	
<p>令和4年6月の研究科の委員会で更新について承認をえる予定である。</p>	
<b>7.実施責任体制(組織、担当教員名及び構成メンバー等)</b>	
<p>責任者：森山 工(総合文化研究科長・教授)  幹事教員：川島 真(総合文化研究科・教授)  中村元哉(総合文化研究科・准教授)</p>	
<b>8.相手側の対応組織(担当教員名等)</b>	
<p>責任者：陳秀芬(歴史学系主任・教授)  幹事教員： 同上</p>	
<b>9.資金計画</b>	
<p>今後も継続して民間の財団および学内からの経費調達を模索するほか、交流協会や駐日経済文化代表処などを通じた公的資金の利用も考慮する。</p>	
<b>10.同一校(機関)との交流の有無</b>	
<p><input type="checkbox"/> 有 協定の種類：▼協定の種類 担当部局：▼部局名選択  締結年月： (最終更新年： 年)</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 無</p>	
<b>11.その他特記事項</b>	
<b>12.部局事務担当</b>	
部局名：	総合文化研究科
係名：	国際研究協力室
Email：	<a href="mailto:irco-komaba@adm.c.u-tokyo.ac.jp">irco-komaba@adm.c.u-tokyo.ac.jp</a>

## 東京大学大学院総合文化研究科と国立政治大学歴史学系との間における 学術交流に関する協定書

東京大学（日本国）大学院総合文化研究科と国立政治大学（台湾）歴史学系は、学術交流の具体的事項を取り決めるため、次のとおり合意する。

- 第一条 双方の教員は具体的に定められた期間において、相手方にて講義または研修を行うことができる。
- 第二条 双方は毎年相互に大学院学生を二名以内で一年間派遣するか、または各学期に二人ずつ（年間で最大四人）を派遣し研修させることができる。ただし、原則的に同一の学期に同一の部局に対し三人を派遣して相手方で研修させることはしない。
- 第三条 派遣される大学院学生は、相手方の国において自立して学習と生活ができる言語能力を備えていなくてはならない。
- 第四条 双方は責任をもって候補者を推薦し、受入側大学に候補者の申請書と履歴書および研究計画書を提出する。受入側大学は承認の後に、留学査証に必要な書類を提供する。双方は少なくとも半年以上前に、相手方に対して次学期の当該部局の授業に関する資料を提供しなければならない。
- 第五条 双方が派遣する大学院学生は、受入側大学において資料の収集を行い、研究活動に参加し、関連分野の教員の学術指導を受けるものとする。また授業に出席し、単位を取得することができる。
- 第六条 双方は派遣される大学院学生の受入側大学における検定料、入学料及び授業料を不徴収とし、また、学生が適切な住居を得られるよう努力し、保険手続きをとることを援助する。
- 第七条 双方が派遣する大学院学生は、住居費・生活補助費・保険費用・旅費などについては、受入側大学に負担を求めないものとする。
- 第八条 双方は責任をもって当該部局の教員を指定し、受入学生の指導と援助に当るものとする。また、受入学生が各種の資料類を調査し閲覧するために便宜を提供する。

第九条 双方はシンポジウム・座談会・ワークショップなど、共同で学術活動を行うことができる。その主題・方式・時期・場所や費用負担などに関しては、別に相談して定める。

2. 前項により決定された活動は、当事者が従うべき法令を遵守し実施する。

第十条 双方は学術研究計画を協力して推進することができる。その主題・方式・経費などについては、別に相談して定める。

第十一条 本協定は 2022 年 3 月 5 日に発効し、五年間有効とする。有効期間は双方の合意により延長することができる。有効期間内であっても、双方のいずれかが六ヶ月前に文書で相手方に通知することによって、本覚書を終結または改定することができる。

第十二条 本協定書は日本語と中国語で二部ずつ作成され、そのいずれも正本とする。

東京大学大学院総合文化研究科

国立政治大学歴史学系

---

研究科長 森山 工

---

主任 陳 秀 芬

2022 年 月 日

2022 年 月 日

# 國立政治大學歷史學系與東京大學大學院總合文化研究科 學術交流協定

國立政治大學(臺灣)歷史學系與東京大學(日本國)大學院總合文化研究科，有關學術交流的具體事項，達成如下協議。

- 第一條 雙方教師得依具體商定之時間，至對方講學或研究。
- 第二條 雙方每年可以相互派遣二人以內的研究生一年期、或每學期二人(每年四人)進修，原則上不能同一學期派遣三人到同一院系進修。
- 第三條 被派遣學生必須具備在對方國獨自學習及生活的語言能力。
- 第四條 雙方負責任地推薦候選人，並需提交候選人申請書、履歷書及研究計畫書。接受方承認其資格後，應提供留學簽證所需要的一切手續。雙方必須至少在半年以前，互相提供下一學期有關院系授課資料。
- 第五條 雙方派遣的研究生除在接受大學收集資料、參加研究活動、接受有關領域教師的學術指導，亦可聽課、修習學分。
- 第六條 雙方免收互相派遣的研究生之手續費、學費及授課費，同時努力使學生得到合適的住處，並協助辦理保險手續。
- 第七條 雙方互相派遣之研究生，應自行承擔居住費、生活補助費、保險費、旅費等。
- 第八條 雙方負責任地指定有關教師擔當進修研究生地指導及幫助，並提供進查閱各種資料之協助。
- 第九條 雙方得共同舉辦學術活動，如研討會、座談會、工作坊等，其議題、方式、時間、地點及費用負擔等，另行逐案商定。  
依前項決定之活動，當事人遵守應遵從之法令來實施。
- 第十條 雙方得共同合作進行學術專題研究計畫，其主題、方式、經費等，另行商定。
- 第十一條 本協議從2022年3月5日開始，五年內有效。根據雙方的協定可以延長有效期間。在有效時間亦可根據任何一方，在六個月前利用文書通知對方終結或修改協議。
- 第十二條 本協議由兩份漢語及兩份日語文本構成，均為正本。

國立政治大學歷史學系

東京大學大學院總合文化科

主任 \_\_\_\_\_  
陳秀芬

研究科長 \_\_\_\_\_  
森山 工

2022年 月 日

2022年 月 日

海外渡航について(新型コロナウイルス対策タスクフォース関連)

2022年6月2日

NO.	部局 受付番号 (TF教養)	渡航者			渡航概要					承認状況等	
		氏名	所属	役職	渡航期間	渡航国	感染症危険情報 レベル(外務省)※	用務先	用務	専攻等の長 (所見作成者)	研究科長 承認日
1	TF22-30	河合 祥一郎	超域文化 (英語)	教授	2022.6.21～ 2022.6.27	ルーマニア	2:不要不急の渡航中止	シビウ国際演劇祭	招聘公演	超域文化科学専攻長 箭内匡	2022.5.27
2	TF22-31	池上 高志	広域システム (物理)	教授	2022.6.18～ 2022.7.11	チェコ、スイ ス、イタリア	2:不要不急の渡航中止	UMBC、Univ. of Zurich、Univ. of Trento)、Univ. of Venezia	研究会、セミナー、Martin hanczycとの共同研究、 Dr. Luc Steelsと議論	広域システム科学系長 小宮剛	2022.5.27
3	TF22-32	小島 大樹	広域システム (物理)	特任研究員	2022.6.18～ 2022.6.24	チェコ	2:不要不急の渡航中止	UMBC	研究会	広域システム科学系長 小宮剛	2022.5.27
4	TF22-33	野澤 俊太郎	国際日本研究 教育機構	特任助教	2022.6.16～ 2022.6.20	スペイン	2:不要不急の渡航中止	マドリード 工科大学	国際会議での 授賞式出席	国際日本研究教育機 構長 岡田泰平	2022.5.27
5	TF22-34	金子 直嗣	生命環境 (身体運動)	助教	2022.6.21～ 2022.6.26	カナダ	2:不要不急の渡航中止	ケベック・シティ・コンベンション センター	The International Society of Electrophysiology and Kinesiology (ISEK)主催の国際学会2022 ISEK Congressへ参加。	生命環境科学系長 本吉勇	2022.5.27
6	TF22-35	森 芳樹	言語情報 (独語)	教授	2022.7.14～ 2022.7.22	ドイツ	2:不要不急の渡航中止	ケルン大学	国際会議の共同開催	言語情報科学専攻長 小野秀樹	2022.5.27
7	TF22-36	中井 悠	超域文化 (英語)	准教授	2022.6.7～ 2022.6.13	カナダ	2:不要不急の渡航中止	National Music Centre, Calgary	アメリカ音楽楽器学会発表	超域文化科学専攻長 箭内匡	2022.5.27
8	TF22-37	中井 悠	超域文化 (英語)	准教授	2022.6.29～ 2022.7.12	ドイツ	2:不要不急の渡航中止	Unexpected Territories, St. Elizabeth Kirche	デーヴィッド・チュードア音楽祭Unexpected Territoriesにてシンポジウム発表、ワークショップ およびコンサート演奏に参加	超域文化科学専攻長 箭内匡	2022.5.27
9	TF22-38	長木 誠司	超域文化 (独語)	教授	2022.8.5～ 2022.9.23	ドイツ	2:不要不急の渡航中止	ドイツ連邦アルヒーフ	資料調査	超域文化科学専攻長 箭内匡	2022.5.27
10	TF22-39	ドゥーサー エリカ マリールイス	大総センター (グロコミ)	特任講師	2022.8.3～ 2022.9.29	UAE	2:不要不急の渡航中止	American University of Sharjah, UAE Sharjah Public Library, UAE	Research for Monograph Publication	グローバルコミュニ ケーション研究セン ター長 森井裕一	2022.5.27

※感染症危険情報レベル(外務省)は、申請者による「海外渡航における感染対策等注意事項確認書」作成日現在のレベルであり、研究科長承認日や総務委員会報告日には変更(引き下げあるいは引き上げ)となっている可能性在り。

東京大学大学院総合文化研究科・教養学部の教員の任期に関する規則の一部を改正する規則（案）

改正理由：既に導入している教員の任期制の教育研究組織等の見直し等を行うことに伴い、所要の改正を行うものである。

現 行					改 正				
(略)					(略)				
別表					別表				
部局名	専攻(施設)、講座 (部門)、分野等	対象となる職	任期	再任に関する事項	部局名	専攻(施設)、講座 (部門)、分野等	対象となる職	任期	再任に関する事項
大学院 総合文化 研究科	(略)				大学院 総合文化 研究科	(略)			
	広域科学専攻機能 解析学講座物性物 理学分野	助 教	5年	再任可。ただし、2回限 りとし、再任の場合の 任期は1回目にあつて は3年、2回目にあつ ては2年とする。		広域科学専攻機能 解析学講座物性物 理学分野	助 教	5年	再任可。ただし、2回限 りとし、再任の場合の 任期は1回目にあつて は3年、2回目にあつ ては2年とする。
	(略)					広域科学専攻機能 解析学講座生命動 態解析学分野	助 教	5年。ただし、 令和11年9 月30日を超 えることはで きない。	再任可。ただし、1回限 りとし、再任後の任期 は令和11年9月30 日を超えることができ ない。
教養学	(略)				教養学	附属教養教育高度 化機構国際連携部 門	准教授	1年	再任不可。

部	附属教養教育高度 化機構初年次教育 部門人文科学教育 研究分野	准教授 講 師	1年。ただし、 令和5年3月 31日を超え ることはでき ない。	再任不可。	部	附属教養教育高度 化機構初年次教育 部門人文科学教育 研究分野	准教授 講 師	1年。ただし、 令和5年3月 31日を超え ることはでき ない。	再任不可。
	(略)					(略)			

附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行し、同日以降に任命される者について適用する。

東京大学大学院総合文化研究科に置かれる講座の組織を定める内規の一部を改正する規則（案）

改正理由：分野の新設に伴い、所要の改正を行うものである。

現 行			改 正		
(略)			(略)		
第2条 講座に次に掲げる分野を置く。			第2条 講座に次に掲げる分野を置く。		
専攻名	講座名	分野	専攻名	講座名	分野
(略)			(略)		
広域科学専攻	(略)		広域科学専攻	(略)	
	機能解析学講座	(略)		機能解析学講座	(略)
		機能性有機材料化学分野			機能性有機材料化学分野
				生命動態解析学分野	
(略)		(略)			

附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。

改正理由：大学院総合文化研究科及び教養学部において、既に導入している教員の任期制の教育研究組織等の見直しを行うことに伴い、所要の改正を行うものである。

現 行					改 正						
(略)					(略)						
別表					別表						
教育研究組織		対象となる職	任期	再任に関する事項	根拠規定	教育研究組織		対象となる職	任期	再任に関する事項	根拠規定
部局名	専攻、講座、研究部門等					部局名	専攻、講座、研究部門等				
(略)					(略)						
大学院総合文化研究科					大学院総合文化研究科						
広域科学専攻機能解析学講座物性物理学分野		助教	5年	再任可。ただし、2回限りとし、再任の場合の任期は1回目にあつては3年、2回目にあつては2年とする。	法第4条第1項第1号	広域科学専攻機能解析学講座物性物理学分野		助教	5年	再任可。ただし、2回限りとし、再任の場合の任期は1回目にあつては3年、2回目にあつては2年とする。	法第4条第1項第1号
						広域科学専攻機能解析学講座生命動態解析学分野		助教	5年。ただし、令和11年9月30日を超えることはできない。	再任可。ただし、1回限りとし、再任後の任期は令和11年9月30日を超えることができない。	法第4条第1項第1号
(略)					(略)						
(略)					(略)						
教養学部					教養学部						
附属教養教育高度化機構初年次教育部門人文科学教育研究分野		准教授 講師	1年。ただし、令和5年3月31日を超えることはできない。	再任不可。	法第4条第1項第1号	附属教養教育高度化機構国際連携部門		准教授	1年	再任不可。	法第4条第1項第1号
						附属教養教育高度化機構初年次教育部門人文科学教育研究分野		准教授 講師	1年。ただし、令和5年3月31日を超えることはできない。	再任不可。	法第4条第1項第1号
(略)					(略)						

(略)

(略)

附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行し、同日以降に任命される者について適用する。